

特定非営利活動法人水辺と生物環境保全推進機 定 款

2003年5月28日 一部改正

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人水辺と生物環境保全推進機構と称す。

2 この法人の通称を略称し、^{イ・ビ・オ・}E P Oを使用する。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都江東区におく。必要に応じ支部を置くこともできる。

第3条 (目的)

この法人は、水辺環境に関する知識・経験を持つ市民と会員の協力により、水辺と生物環境・生態系の重要性を理解するための啓発活動及び自然環境と共生していく社会づくり「ライフスタイルの改善」啓発活動を推進し、もって環境保全・社会教育・まちづくり等の公益の増進に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 水辺と生物環境保全に関する調査・研究
- (2) 水辺と生物環境保全に関する教育普及
- (3) 水辺と生物環境保全に関する情報発信
- (4) 水辺環境に関する生物多様性保全の支援
- (5) 水辺環境に関する美化啓発・普及
- (6) 水辺環境に関するゴミ減量・普及
- (7) 釣り環境保全・モラル向上の啓発・普及
- (8) 団体機関との連絡・協調
- (9) この法人の目的を達成するために必要なその事業

第2章 会員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人会員
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛助して入会した個人と団体

第7条 (入会)

会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、

理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたときまたは団体が消滅したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条（抛出金品の不返還）

既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員

第13条（種別及び定数）

この法人に、次の役員をおく。

理事 5人以上 12人以内

監事 2人以内

2 理事の中から1人を理事長、1人を副理事長とする。

3 理事の中から常任理事3人以内をおくことができる。

第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 常任理事は、理事会の承認を得て理事の中から選任する。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

6 役員に移動があるときは、遅滞無くその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常任理事は、理事会の議決に基づきこの法人の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（報酬等）

役員は、無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

第20条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

第21条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第22条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告及び収支予算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度の収支をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ)
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

第23条 (総会の開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第5項4号の規定に基づいて招集するとき

第24条 (総会の招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前項第2項第1号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日より少なくとも10日前までに通知しなければならない。

第25条 (総会の議長)

総会及び理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第26条 (総会の定足数)

総会は、正会員総数の3分の1以上、理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することできない。

第27条 (総会の議決)

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 あらかじめ通知していない審議事項が必要な場合は、その審議も認める。

3 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条 (総会での表決権)

各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員はその議事の議決に

加わることができない。

第29条（総会の議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるばあいにあつては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

第30条（理事会の構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第31条（理事会の権能）

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条（理事会の開催）

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要とみとめたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき

第33条（理事会の招集）

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前項第2号の場合にはその日から12日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

第34条（理事会の議長）

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条（理事会の議決）

理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

第36条（理事会の表決権等）

各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前項及び次項第1項の適用については、理事会に出席していたものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第 37 条 （理事会の議事録）

理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資産

第 38 条 （構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第 39 条 （区分）

この法人の財産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第 40 条 （管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会計

第 41 条 （会計の原則）

この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第 42 条 （会計区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第 43 条 （事業年度）

この法人の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 44 条 （事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 45 条 （暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第 46 条 （予備費）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、予算の追加又は更正をすることができる。

第48条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎年事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第50条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第51条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し
- (7) 法制定等で活動の必要がなくなったとき

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残余する財産は、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

第53条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第54条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して

行う。

第9章 事務局

第55条 (事務局)

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び職員をおく。

第56条 (職員の任免)

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第57条 (組織及び運営)

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 雑則

第58条 (細則)

この定款の執行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。